

第 7 3 回 吉 野 警 察 署 協 議 会

開催日時	令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分（90 分）	
開催場所	吉野警察署 研修場	
出席者	委 員 (定数 8 名)	吉田会長 冢瀬副会長 辻内委員 小林委員 青木委員 宮本委員 岡委員 山岡委員 以上 8 名
	警 察 署	署長 副署長 分庁舎所長 警務課長 刑事生活安全課長 地域課長 交通係長 警備係長 広報相談係長 以上 9 名
開催概要	<p>1 委嘱状の交付</p> <p>2 会長、副会長選任</p> <p>3 会長挨拶 私たち協議会委員としては、吉野署幹部の方々、さらには、署員の皆様方と協力して、この吉野地区の安全と安心が守られるよう努めて参りたい。近年では、特殊詐欺の中でも「SNS型の投資・ロマンス詐欺」が多発し、奈良県でも何億円という被害が出ているとのことである。当然、署員の皆様は、被害防止に取り組んでおられるところではあるが、我々としても、知人や近隣住民などに声かけを行うなど、被害防止に尽力していきたいと考える次第である。私どもの意見や提言により、吉野警察署の業務がより一層活性化されるよう、委員の皆様におかれては、この後、忌憚のない意見と積極的な協議をお願いしたい。</p> <p>4 署長挨拶 警察署協議会は警察法という法律に基づいて設置されるもので、その役割は警察署の業務運営に関して、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関と定められている。委員の皆様にあつては、奈良県公安委員会からの委嘱に基づき、委員の役割をお引き受けいただいたことに関して心よりお礼申し上げます。吉野警察署管内の代表となる皆様の意見や提言を今後の吉野警察署の業務に反映させていきたいと思っているので、どうぞ忌憚のない意見・提言をいただきたい。</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 各課の令和 7 年 1 月から 4 月末までの業務推進結果及び今後の業務推進計画について各課長から説明。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p style="margin-left: 20px;">① 【委員】</p>	

外国人の技能実習生が管内にいるとのことであるが、現在、管内でどれくらいの方が勤務しているのか。

【警察】

10社以上の工場等を把握している。その1社につき、大体10名から15、16名の方が働いているので、管内では150名から200名くらいになる。

② 【委員】

今年の春、吉野山の方に「わナンバー」で来られる外国人が多く見られたが、外国の方が国際免許証を取得するのは簡単なのか。それとも実習を受けるだけで国際免許が取得できるのか。

【警察（交通課長）】

テレビ等の報道では外国人の日本の免許取得が簡単だと指摘されているが、その判断は難しい。ただ、当署としては、吉野山の観光シーズンにおいて、交通が円滑にいくよう外国語によるアナウンス等を検討していく。

③ 【委員】

国際電話の利用契約の利用停止について話があったが、吉野町の多くは、地域のケーブルによるインターネット電話になるが、インターネット電話についても利用停止手続きができるのか。

【警察（刑事生安課長）】

ケーブル電話でも利用停止の手続きは可能である。国際電話の必要性がないのであれば、電話が掛かってくる前に利用停止することで、国際電話が掛かってこないようにしてしまえば、詐欺の未然防止になる。

6 意見交換

委員の一名から「ゴミ回収場所において、生ゴミが散乱していたので掃除しようと思っていたら、ちょうど駐在さんがパトロールで来て、手で一生懸命拾ってくれた。なかなかできることではないかなと思う。隠れたところで地域に寄り添った姿に感心した。」と迫駐在所勤務員の日頃の活動に対する感謝の意見が出された。

また、別の委員からは、天川村で問題となっているバーベキュー等の観光客対応や山岳遭難の対応について、協力依頼の要望が出された。

7 議事録公開の可否

個人のプライバシーに関することがないので、すべて公開とする。

そ の 他

次回協議会の開催予定

令和7年10月頃を予定

（詳細は、事務局が調整の上、会長と改めて協議して決定する）

会議において特筆すべき事項

なし